



「空き家再生等推進事業（国土交通省）」を活用した補助制度について

1. 目的

富山市空き家等対策計画では、空き家対策の基本方針の一つとして「空き家の利活用の促進」を設定しており、空き家バンクの運営や、公共交通の便利な地域における空き家の取得やリフォームに対する支援を行っています。

しかしながら、人口や世帯の減少に伴い住宅需要の減少が見込まれることから、今後は空き家を住宅以外の用途として活用することも考えられます。このことから、空き家を地域の資源として捉え地域課題の解決や地域振興、地域活性化につながる取り組みについての支援を検討します。具体的には、国土交通省が行っている「空き家再生等推進事業」を活用し、地域課題の解決などを目的とした空き家の改修工事や除却工事などを行う事業主体に対する支援を検討します。

2. 補助要件・内容（案）

	空き家の活用	空き家の除却
対象空き家	現在利用されておらず、今後も利用予定がない住宅または建築物	
対象地域	富山市全域	
対象事業	空き家を居住環境の改善及び地域の活性化に資する宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に活用する事業	空き家を除却し、居住環境の改善及び地域の活性化に資するポケットパーク、コミュニティガーデン、雪捨て場、共同駐車場等に活用する事業
	所有者と自治会との間で利用等に関する合意形成が得られていること	
活用期間	10年以上	5年以上※
対象経費	空き家の取得、増築、改築等に要する費用（用地取得費を除く）	空き家の取得、除却等に要する費用（用地取得費を除く）
事業主体※	自治会や市内に活動拠点を有する法人・団体・個人	
補助率	対象経費の 2/3 <事業費負担割合> 	対象経費の 4/5 <事業費負担割合> 
限度額※	500万円 (国：250万円、市：250万円)	160万円 (国：80万円、市：80万円)
その他	現行の耐震基準を満たすこと	

※事業主体や限度額、除却後の活用期間については、国の定めなし。

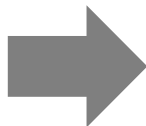
3. スケジュール

- 平成29年度 富山市空家等対策推進協議会に意見聴取
- 平成30年度 補助金交付要綱の策定、公表（ホームページ・広報）
- 平成31年度予算要求

<事例>



交流施設
として活用



田舎暮らし体験施設
として活用



ポケットパーク
として活用



防災公園
として活用

